

**市政情報**

**3月17日までに市・県民税の申告を**

市・県民税の申告は課税の基礎資料となるほか、各種税務証明の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定などに必要な手続きです。市・県民税申告書は「申告の手引き」に印刷されている封筒(切手不要)を利用して、できる限り郵送による提出をお願いします。

**ふるさと納税をした人**

ふるさと納税に関して「寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例)申請書」を提出した人は、確定申告又は市・県民税の申告をすると申告特例が不適用になります。寄附金税額控除を受けるためには、申告書にふるさと納税の寄附金について記入し、受領証等の添付書類の提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

課税課 ☎21-1438 ☎23-2238

**各種届出は期限内に**

転入・転居等の各種届出は市民課で受け付けています。

	期限	必要なもの
転入届	市内に住み始めた日から14日以内	・マイナンバーカード(お持ちの人) ・転出証明書(マイナンバーカードによる特例転出やマイナポータルで引越しワンストップサービスを行った人は不要)
転居届	転居した日から14日以内	・マイナンバーカード(お持ちの人)
世帯変更届	変更した日から14日以内	
出生届	生まれた日を含めて14日以内	・母子手帳
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	

**届出時の本人確認**

第三者によるなりすまし等の不正な手続きを防止するため、窓口に来た人の本人確認を行っています。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの提示にご協力ください。

**社会保険等の手続き**

各種届出に伴う国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、こども医療などの手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

申・問市民課 ☎59-9924 ☎23-2234



市HP (転入届)



市HP (転居届)

**固定資産税のお知らせ**

**令和7年度土地・家屋価格等の縦覧**

土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地・家屋の価格を縦覧し、自己の土地・家屋の価格と比較することができます。

日4月1日(火)～6月2日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

**縦覧できる人** 納税者、納税者の同居の親族、委任状を持参した代理人

持運転免許証、健康保険証などの身分証明書(法人の場合は、このほかに社員証)

**固定資産税課税台帳の閲覧**

所有資産に関する令和7年度の価格等の閲覧ができます。

日4月1日(火)から(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

**閲覧できる人** 納税義務者、納税義務者の同居の親族、委任状を持参した代理人、借地人、借家人、1月1日以後に所有者となった人など

持運転免許証、健康保険証などの身分証明書(法人の場合は、このほかに社員証。また、借地人、借家人、1月1日以後に所有者となった人の場合は、このほ

かに賃借契約書や登記事項証明など)

費閲覧1件200円(4月1日(火)～6月2日(月)は無料)

**納税通知書の送付先**

固定資産税の納税通知書は、原則として1月1日に所有者として登記されている人の住所、所在地へ毎年5月上旬に送付しています。

納税通知書を受領する人の住所が変更となる場合は、課税課へ届出が必要です。

・市内に住民登録のない人が、法務局で住所変更の手続きをせずに引っ越し場合

・出国する場合

・住民登録地とは異なる場所へ送付を希望する場合

**未登記家屋の届出**

法務局に登録されていない家屋(未登記家屋)について、次の場合は届出が必要です。

・未登記家屋を新築・増築した場合や取り壊した場合

・売買、相続、贈与などにより未登記家屋の所有者が変わった場合

**共通事項**

問課税課 ☎21-1444 ☎23-2238

**狂犬病予防注射と犬の新規登録**



生後91日以上の犬は、狂犬病の予防注射を毎年1回行うことが法律で義務付けられています。犬の体を清潔にしていずれかの会場で注射を受けてください。なお、会場へは犬を制御できる人が連れて来てください。

また、飼い主には犬の登録が義務付けられています。未登録の犬を飼っている人は、会場で登録することもできますのでご来場ください。

費1頭3,500円(注射料2,950円、注射済票交付手数料550円)

※新規に登録する犬は、登録料3,000円が加算され、6,500円になります。

持狂犬病予防集合注射案内はがき(3月下旬発送予定)

**日程**

とき(4月)	時間	会場
16日(水)	午前9時～9時30分	中山団地自治会館東側広場(東平1326-29)
	午前10時～10時45分	平野市民活動センター(東平567-1)
	午前11時15分～正午	大岡市民活動センター(大谷3400-10)
17日(木)	午前9時30分～10時30分	高坂丘陵市民活動センター(松風台8-2)
	午前11時～正午	高坂市民活動センター(宮鼻860-2)
18日(金)	午前9時30分～10時	古凍公民館(古凍498-6)
	午前10時30分～11時30分	野本市民活動センター(下野本610-1)
21日(月)	午前9時～9時30分	殿山町・沢口町自治会館(殿山町20-3)
	午前10時～10時45分	松山市民活動センター(松本町1-9-35)
	午前11時15分～正午	保健センター(材木町2-36)
22日(火)	午前9時～9時30分	望月会館(岩殿360)
	午前10時～10時45分	唐子地区体育館駐車場(下唐子1169-1)
	午前11時15分～正午	市民体育館駐車場(松葉町4-8-22)

今回受けられない場合は、3月2日(日)以降に動物病院で狂犬病予防注射を受け、注射済証を環境政策課へ持参して手続きをしてください。

犬が死亡した時は、環境政策課、各市民活動センターに死亡届がありますので、犬の鑑札と合わせて提出してください。電話受付や市HPから電子申請も行えます。

犬を連れて海外へ渡航する予定の人は、注射を受ける前にマイクロチップを装着する必要があります。

問環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700



電子申請